

Create!Form Cloud

利用規約

インフォテック株式会社

第 1 章 総則

第 1 条（利用規約の適用）

1. インフォテック株式会社（以下「当社」という）は、この利用規約（以下「利用規約」という）に基づき、本サービスを提供するものとします。
2. 利用規約とは別の定め（以下「個々に定める条件」といいます）を設けるときは、個々に定める条件が優先して適用されるものとします。
3. 無料トライアルに関しても利用規約に基づき本サービスを提供するものとします。

第 2 条（定義）

利用規約においては、次の各号の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1)「本サービス」とは、利用規約に基づき当社が契約者に提供する「Create!Form Cloud」のサービスをいう。
- (2)「契約者」とは、利用規約に基づき利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者をいう。
- (3)「利用責任者」とは、本サービスの利用に関し管理者としての権限および責任を有する者であり、利用申込時にその旨を申請した者をいう。
- (4)「利用契約」とは、利用規約（個々に定める条件が設けられている場合はそれを含みます。以下同じ）に基づき当社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約をいう。
- (5)「利用契約等」とは、利用契約および利用規約をいう。
- (6)「契約者設備」とは、本サービスの提供を受けるため契約者が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器およびソフトウェアをいう。
- (7)「本サービス用設備」とは、本サービスを提供するにあたり、当社または当社が委託する第三者が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器およびソフトウェアをいう。
- (8)「本サービス用設備等」とは、本サービス用設備および本サービスを提供するために当社が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線をいう。
- (9)「契約者データ」とは、本サービスに入力したデータ、またはアップロードしたファイルをいう。

第 3 条（通知）

1. 当社から契約者への通知は、利用契約等に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面または本サービスのホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。
2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信または本サービスのホームページへの掲載の方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信または本サービスのホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。
3. 当社は、契約者が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負いません。
4. すべての通知は、原則として日本語を用いて行うものとします。

第4条（利用規約の変更）

1. 当社は、利用規約を随時変更することがあります。なお、この場合には、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、変更後の新利用規約を適用するものとします。
2. 当社は、前項の変更を行う場合には、1か月の予告期間において、変更後の新利用規約の内容を契約者に通知するものとします。

第5条（権利義務譲渡の禁止）

契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利または義務の全部または一部を他に譲渡してはならず、また、担保に提供してはなりません。

第6条（合意管轄）

契約者と当社間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第7条（準拠法）

利用契約等の成立、効力、履行および解釈に関する準拠法は、日本法とします。

第8条（協議等）

利用契約等に規定のない事項および規定された項目について疑義が生じた場合は、両者誠意を持って協議の上解決することとします。なお、利用契約等の何れかの部分が無効である場合でも、利用契約等全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。

第2章 契約の締結等

第9条（利用契約の締結等）

1. 契約者は法人企業、官庁、地方自治体等とし、個人との契約は行いません。
2. 本サービスの利用にかかる利用契約は、本サービスの利用申込者が、本サービスを利用するため、利用規約に承諾したうえで、当社所定の手続きにしたがって本サービスの利用を申し込んでいただき、当社がこれを承諾することによって、当社との間で利用規約を内容として成立されるものとします。
3. 本サービスの利用申込者および契約者は、本サービスの利用において、個々に定める条件に従い、本サービスの利用料金等を当社に支払う義務を負います。
4. 当社は、前各項その他の利用規約の規定にかかわらず、本サービスの利用申込者または契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約または利用変更契約を締結しないことができます。

- (1)本サービスに関する金銭債務の不履行、その他の利用契約等に違反したことを理由として利用契約を解除されたことがあるとき
- (2)利用申込内容または利用変更申込内容に虚偽の記載、誤記があったときまたは記入もれがあったとき
- (3)金銭債務その他の利用契約等に基づく債務の履行を怠るおそれがあるとき
- (4)第 36 条（反社会的勢力の排除）第 1 項に反する事実が判明したとき、または第 36 条（反社会的勢力の排除）第 2 項に違反したとき
- (5)その他当社が不適当と判断したとき

第 10 条（変更通知）

- 1. 契約者は、その商号もしくは名称、本店所在地もしくは住所、連絡先、その他利用申込書、契約更新変更通知書および変更通知書に記載した事項またはサービス利用内容に変更があるときは、当社の定める方法により変更予定日の 1 か月前までに当社に通知するものとします。
- 2. 当社は、契約者が前項に従った通知を怠ったことで契約者が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負いません。

第 11 条（一時的な中断および提供停止）

- 1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者への事前の通知または承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。
 - (1)本サービス用設備等の故障等による場合
 - (2)バージョンアップやパッチ適用など本サービスの機能を変更する場合
 - (3)運用上または技術上の理由でやむを得ない場合
 - (4)その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
- 2. 当社は、契約者が第 15 条（当社からの利用契約の解約）第 1 項各号のいずれかに該当する場合または契約者が利用料金等未払いその他利用契約等に違反した場合には、契約者への事前の通知もしくは催告を要することなく本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。
- 3. 当社は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して契約者またはその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負いません。

第 12 条（利用期間）

- 1. 本サービスの利用期間は、利用契約に定めるものとします。
- 2. 利用期間満了以降は、当社もしくは契約者による解約の手続きがなされるまで、本サービスの契約は 1 年単位かつ同一の条件で自動更新するものとし、その後の更新についても同様とする。
- 3. 本サービスの利用申込者は本サービスの利用料金等を支払い、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに、本サービスの契約／契約更新が完了するものとします。

第 13 条（最短利用期間）

1. 本サービスの最短利用期間は、無料トライアル期間を除き、契約者に本サービスの提供を開始した日が属する月の初日から起算して1年間（最終月の末日）とします。
2. 契約者は、前項の最短利用期間内に利用契約の解約を行う場合は、第14条（契約者からの利用契約の解約）に従うものとします。

第14条（契約者からの利用契約の解約）

1. 契約者は、解約希望日の1か月前までに当社が定める方法により当社に通知することにより、解約希望日をもって利用契約を解約することができるものとします。なお、解約希望日の記載のない場合または解約希望通知到達日から解約希望日までの期間が3週間未満の場合、解約希望通知が当社に到達した日より3週間後を契約者の解約希望日とみなすものとします。
2. 契約者は、前項に定める通知が当社に到達した時点において未払いの利用料金等または支払遅延損害金がある場合には、直ちにこれを支払うものとします。
3. 本サービスの利用期間満了前に解約となっても、既に支払われた利用料金等の返還は一切致しません。

第15条（当社からの利用契約の解約）

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知もしくは催告を要することなく利用契約の全部もしくは一部を解約することができるものとします。
 - (1)手形または小切手が不渡りとなった場合
 - (2)差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申し立てがあった場合、または、租税滞納処分を受けた場合
 - (3)破産手続開始、特定調停、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始その他これらに類似する倒産手続開始の申し立てがあった場合、または、清算に入った場合
 - (4)会社分割、解散または事業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとした場合
 - (5)監督官庁から営業の取消・停止処分等を受けた場合、または、転廃業しようとした場合
 - (6)利用契約等に違反した場合
 - (7)当社への通知内容等に虚偽記入または記入漏れがあった場合
 - (8)第36条（反社会的勢力の排除）第1項に反する事実が判明したとき、または第36条（反社会的勢力の排除）第2項に違反したとき
 - (9)利用契約等を履行することが困難となる事由が生じた場合
2. 契約者は、前項による利用契約の解約があった時点において未払いの利用料金等または支払遅延損害金がある場合には、直ちにこれを支払うものとします。
3. 本サービスの利用期間満了前に解約となっても、解約の理由の如何を問わず、既に支払われた利用料金等の返還は一切致しません。

第16条（本サービスの廃止等）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部または一部を廃止するものとし、廃止日をもって利用契約の全部または一部を解約することができるものとします。
 - (1)廃止日の6か月前までに契約者に通知した場合

(2)天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合

2. 前項に基づき本サービスの全部または一部を廃止する場合、廃止による一切の賠償の責任を負いません。
3. 第1項に基づき当該本サービスを廃止する場合、当社は、契約者に対し、未出力分に相当する金額（年間利用料金を、契約プランにおいて定める出力可能な枚数で除した額に、未出力枚数を乗じた額）を返還するものとします。

第17条（契約終了後の処理）

1. 契約者は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けた機器、ソフトウェアおよびそれに関わる全ての資料等（当該ソフトウェアおよび資料等の全部または一部の複製物を含みます。以下同じとします。）がある場合にはそれら一切を利用契約終了後直ちに当社に返還し、契約者設備などに格納されたソフトウェアおよび資料等については、契約者の責任で消去するものとします。
2. 当社は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって契約者から提供を受けた資料等（資料等の全部または一部の複製物を含みます。以下同じとします。）を当社の責任で消去するものとします。
3. 当社は、利用契約が終了した場合、契約者データを当社の責任で消去するものとします。

第3章 サービス

第18条（本サービスの内容）

1. 本サービスは、クラウドサービスやオンプレミスの業務アプリケーションと連携して汎用的に帳票を出力するクラウドサービスであって、機能については本サービスのホームページ上にて提示するものとします。
2. 当社は、本サービスに関する仕様または操作方法に関する質問を、利用責任者から受け付けるものとします。質問の受付・回答方法、および、受付時間帯・回答時間帯は、本サービスのホームページに記載のとおりとします。
3. 追加オプションの購入は本サービスの利用申し込み時に申し込むものとします。なお、利用プランの変更および追加オプションの申し込み・変更・解約等は本サービスの利用契約の更新時にのみ受け付けるものとします。
4. 本サービスの利用契約の更新時に未出力枚数が残存している場合であっても、当該未出力枚数は繰り越されないものとします。
5. 利用プランに定める出力可能枚数を超えて出力した場合、本サービスの利用契約の更新時または解約時に、当社が別途定める単価に超過出力枚数を乗じて算出した金額を精算するものとします。
この場合、契約者は、当該精算金額およびこれにかかる消費税等を請求書に記載の期日までに当社所定の銀行口座に振り込む方法で支払うものとします。なお、当該振込に必要な手数料等は契約者の負担とします。
6. 当社は、本サービスが正常に動作しない場合における原因調査、回避措置に関する質問または相談を、利用責任者から受け付けるものとします。質問または相談の対応時間帯は、本サービスのホームページに記載のとおりとします。

7. 契約者が個別に導入したサービスおよびソフトウェアに関する問い合わせ、本サービスと組み合わせて使用しているソフトウェアに対する問い合わせ、当社サービス環境の内部構造に関する問い合わせ等、前項に記載された内容以外のサポートに関しては、行いません。
8. 当社は本サービスの機能を予告なく変更することができます。機能変更（バージョンアップ含む）が行われた場合、当社は、契約者に対し通知するものとします。契約者は、機能変更があることを予め了承するものとし、変更後の機能に従って本サービスを利用するものとします。機能変更後、変更前のまま本サービスを利用しようとすると、本サービスが利用できず、また正常に動作しない可能性があります。
9. 契約者は以下の事項を含む本利用規約の内容を了承の上、本サービスを利用するものとします。
 - (1)第 34 条（免責）第 1 項各号に掲げる場合を含め、本サービスに当社に起因しない不具合が生じる場合があること
10. 本サービスの内容は利用契約で定めるものとし、本サービスにかかるデータの内容、変更等に関する問い合わせについては、利用契約において、明示的に追加されている場合を除き、契約者へ提供されないものとします。
11. 契約者は、利用契約等に基づいて、本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾します。本サービスに関する知的財産権は、当社または当社への権利許諾者に帰属するものとします。契約者は、当社または当社への権利許諾者の知的財産権に係る権利表示および説明を変更してはならないものとします。
12. 本サービス用設備に保存できる契約者データ容量の総量（保存容量）は本サービスのサポートサイトに掲載のマニュアルに記載のとおりとします。保存容量（容量増量オプションのご利用により保存容量が追加された場合を含みます）は、本サービス用設備に保存されている全ての契約者データを合算して適用されます。なお、保存されている契約者データを、契約者の依頼により当社が削除する場合であっても、当社は契約者データの削除について一切責任を負いません。

第 19 条（本サービスの提供時間帯）

1. 本サービスの提供時間帯は、本サービスのホームページに記載のとおりとします。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、本サービスの円滑な運営のために、計画的なメンテナンス（以下「計画メンテナンス」という）を実施することがあるものとし、計画メンテナンスの実施のために本サービスの提供を一時的に中断することがあります。このとき、当社は、本サービスのホームページに記載の方法で、計画メンテナンスを実施する旨を、利用責任者に通知するものとします。
3. 第 1 項の定めにかかわらず、当社は、本サービスの維持のためにやむを得ないと判断したときには、緊急のメンテナンス（以下「緊急メンテナンス」という）を実施するために本サービスの提供を一時的に中断することがあります。このとき、当社は、当該緊急メンテナンスの実施後すみやかに、緊急メンテナンスを実施した旨を、利用責任者に報告するものとします。

第 20 条（本サービスの提供区域）

本サービスの提供区域は、日本国内とします。日本国外での利用については、契約者が自らの責任において、輸出規制関連法、著作権法等の知的財産権法その他の法令を遵守して、本サービスを利用するものとし、当社は一切の責任を負いません。

第 21 条（本サービス外のサービス）

本サービスの利用に関連して、本サービスに含まれない各種サービスの利用を契約者が希望する場合には、別途協議の上で、当社と個別に契約を締結する必要があります。

第 22 条（委託）

当社は、契約者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部または一部を当社の判断にて第三者に委託することができます。この場合、当社は、当該委託先（以下「委託先」といいます。）に対し、第 32 条（秘密情報の取り扱い）および第 33 条（個人情報の取り扱い）のほか当該委託業務遂行について利用契約等所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

第 4 章 利用料金

第 23 条（本サービスの利用料金等）

1. 本サービスの利用料金等は、利用契約の締結に際して、当社が協議のうえ決定するものとします。
2. 契約者は、本サービスの利用料金等およびこれにかかる消費税等を利用契約等に基づき振込期限までに当社所定の銀行口座に振り込む方法で支払うものとします。振込手数料は、契約者の負担とします。
3. 暦月の途中で本サービスが開始した場合であっても、利用料金等の日割りは行わないものとします。
4. 利用期間において、第 11 条（一時的な中断および提供停止）に定める本サービスの提供の中断、停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は利用期間中の利用料金等の支払いを要します。また、既に支払われた利用料金等の返還は一切致しません。

第 24 条（遅延利息）

1. 契約者が、本サービスの利用料金等その他の利用契約等に基づく債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日までの日数に、年 14.6%の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスの利用料金等その他の債務と一括して、直ちに当社の指定する方法により支払うものとします。
2. 前項の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

第 5 章 契約者の義務等

第 25 条（自己責任の原則）

1. 契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者（国内外を問いません。本条において以下同じとします。）に対して損害を与えた場合、または第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、または第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。

2. 契約者は、契約者がその故意または過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害の賠償を行うものとします。
3. 本サービスを利用して契約者が提供または伝送する情報（コンテンツ）については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負いません。

第 26 条（利用責任者）

1. 契約者は、本サービスの利用に関する利用責任者をあらかじめ定めた上、第 9 条所定の利用申込書に記載して当社へ通知するものとし、本サービスの契約に関する当社との連絡・確認等は、原則として利用責任者を通じて行うものとします。
2. 契約者は、利用申込書に記載した利用責任者に変更が生じた場合、当社所定の変更申込書を当社に提出するものとします。

第 27 条（本サービス利用のための設備設定・維持）

1. 契約者は、自己の費用と責任において、当社が定める条件にて契約者設備を設定し、契約者設備および本サービス利用のための環境を維持するものとします。利用環境（端末・ブラウザ等）によっては、本サービスが有効に機能しない場合があります。
2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して契約者設備をインターネットに接続するものとします。
3. 契約者設備、前項に定めるインターネット接続並びに本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当社は契約者に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。
4. 当社は、当社が本サービスに関して保守、運用上または技術上必要であると判断した場合、契約者が本サービスにおいて提供、伝送する契約者データ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができます。

第 28 条（ユーザー ID およびパスワード）

1. 契約者は、テナント ID、ユーザー ID およびパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（パスワードの適宜変更を含みます。）し、また運用管理者およびユーザーをして厳重に管理させなければなりません。テナント ID、ユーザー ID およびパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により契約者自身およびその他の者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負いません。契約者のテナント ID、ユーザー ID およびパスワードによる利用その他の行為は、全て契約者による利用とみなします。
2. 第三者が利用責任者のテナント ID、ユーザー ID およびパスワードを用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は契約者の行為とみなされ、契約者はかかる利用についての利用料金等の支払その他の債務一切を負担しなければなりません。また、当該行為により当社が損害を被った場合は、契約者は当該損害を賠償しなければなりません。

第 29 条（バックアップ）

当社は本サービスにおいて、本サービス用設備の故障または停止等の復旧に対応するため、契約者データを複製することがあります。本サービス用設備の故障または停止等により問題が生じた場合は、当社は復旧させるよう最大限の努力をするものとする。ただし、当社は本サービス用設備の故障または停止等によって契約者が被った被害に関しては一切責任を負いません。

第 30 条（禁止事項）

1. 契約者は、本サービスの利用に関して、以下の各号の行為を行わないものとします。
 - (1)当社もしくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 - (2)本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん・消去する行為、または、本サービスをリバースエンジニアリングする行為
 - (3)利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
 - (4)法令もしくは公序良俗に違反し、または当社もしくは第三者に不利益を与える行為
 - (5)他者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
 - (6)詐欺等の犯罪に結びつくまたは結びつくおそれがある行為
 - (7)わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文書等を送信または掲載する行為
 - (8)無限連鎖講を開設し、またはこれを勧誘する行為
 - (9)第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (10)ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
 - (11)無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為
 - (12)第三者の設備等または本サービス用設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
 - (13)その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為
2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、または該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知しなければなりません。
3. 当社は、本サービスの利用に関して、契約者の行為が第 1 項各号のいずれかに該当するものであること、または契約者の提供した情報が第 1 項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を一時停止し、または第 1 項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができます。ただし、当社は、契約者の行為または契約者が提供または伝送する（契約者の利用とみなされる場合も含みます。）情報（契約者データ、コンテンツを含みます。）を監視する義務を負うものではありません。

第 6 章 秘密情報等の取り扱い

第 31 条（契約者データの取り扱い）

1. 契約者データは契約者ご自身により管理されるものであり、本利用規約に基づき契約者から許諾された範囲を除き、当社は、契約者データに関するいかなる権利も取得しません。
2. 当社は、以下の目的によると当社が判断した場合を除き、契約者データに対し、アクセスを行うことはありません。
 - (1) サービスシステムの安全な運営のため
 - (2) 本サービスまたは本サービスのシステム上の問題を防止するため
 - (3) 本サービスに関連して契約者から当社に要請があった場合に、対応するため
3. 当社は、契約者の承諾を得ることなく、契約者データを開示・公開することはありません。ただし、法令の定めに基づきまたは権限ある官公署から要求された場合については、契約者の承諾なく、全部または一部の契約者データを開示・公開することがあります。
4. 本サービスの一部の機能として、連携先のサービスと連携する機能があります。契約者が当該機能をご利用になる場合には、当該機能の利用において登録されたデータが連携先に提供される場合があります。

第 32 条（秘密情報の取り扱い）

1. 契約者および当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上または営業上その他の業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合および次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。
 - (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
 - (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
2. 前項の定めにかかわらず、契約者および当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づきまたは権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先または当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者および当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。
3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等（以下本条において「資料等」といいます。）を複製または改変（以下本項においてあわせて「複製等」といいます。）することができるものとします。この場合、契約者および当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。
5. 前各項の規定に関わらず、当社が必要と認めた場合には、第 22 条（委託）所定の委託先に対して、委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することがで

きます。ただしこの場合、当社は委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。

6. 秘密情報の提供を受けた契約者は、当社から要請があったときは資料等（本条第4項に基づき当社の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含みます。）を当社に返還し、秘密情報が契約者設備に蓄積されている場合はこれを完全に消去しなければなりません。
7. 本条の規定は、秘密情報が存する限り、本サービス終了後も有効に存続します。

第33条（個人情報の取り扱い）

1. 契約者および当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条に定義される情報をいいます。以下同じ）を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示または漏洩してはならず、関連法令を遵守しなければなりません。
2. 個人情報の取り扱いについては、前条（秘密情報の取り扱い）第2項乃至第6項の規定を準用するものとします。
3. 本サービスは個人情報や特定個人情報を収集・管理するものではなく、登録された個人情報や特定個人情報を取り扱うサービスではありません。なお、本サービスは個人情報の取り扱いを行いませんので、個人情報保護に関する法律上の第三者提供または委託には該当いたしません。
4. 本条の規定は、個人情報存する限り、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

第7章 損害賠償等

第34条（損害賠償の制限）

1. 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービスまたは利用契約等に関して、当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責に帰すべき事由によりまたは当社が利用契約等に違反したことが直接の原因で契約者に現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は以下に定める額を超えないものとします。ただし、契約者の当社に対する損害賠償請求は、契約者による対応措置が必要な場合には、契約者が対応措置を実施したときに限り行えるものとします。なお、当社の責に帰することができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について当社は、賠償責任を負いません。

(1) 損害発生の直接の原因となった当該本サービスに係わる料金の月額料金（1か月分）

＜月額料金の計算式＞

当該事由が生じた際の利用契約の利用料金を利用契約の利用期間の月数で割った額

第35条（免責）

1. 本サービスまたは利用契約等に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、当社は、以下の各号の事由により契約者に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負いません。

- (1)天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
 - (2)契約者設備の障害または本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等契約者の接続環境の障害
 - (3)本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
 - (4)当社が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルス等の悪意のある不正ソフトウェアの本サービス用設備への侵入
 - (5)善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセスまたはアタック、通信経路上での傍受
 - (6)当社が定める手順・セキュリティ手段等を契約者が遵守しないことに起因して発生した損害
 - (7)本サービス用設備のうち当社の製造に係らないソフトウェア(OS、ミドルウェア、DBMS)およびデータベースに起因して発生した損害
 - (8)本サービス用設備のうち、当社の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害
 - (9)電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
 - (10)刑事訴訟法第 218 条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制的処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分
 - (11)委託先の業務に関するもので、委託先の選任・監督につき当社に過失などの帰責事由がない場合
 - (12)その他当社の責に帰すべからざる事由
2. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより契約者と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負いません。

第 8 章 反社会的勢力の排除等

第 36 条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者および当社は、相手方に対し、利用契約の締結をもって、自ら（自らの役員等、従業員だけでなく、親会社、子会社（いずれも会社法の定義によります）または利用契約の履行のために委託する第三者を含みます。以下、本条において同じ）が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他一切の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます）でないこと、かつ将来にわたってもこれに該当しないことを表明し、保証します。
2. 契約者および当社は、相手方に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを保証します。
 - (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5)反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為

(6)その他前各号に準じる行為

付則

この利用規約は、令和 7 年 12 月 3 日から実施します。